

常任委員会報告

総務財務委員会

2月定例会付託議案審査

〔仮称〕三原市立久井小学校建設工事請負契約の締結について

久井八幡地域の小学校

統合に向け、現久井中学校の敷地内に新校舎及び屋内運動場等を建設するため、その建設工事の請負契約を締結することについて、議会の議決を求めたいとするものである。

問 無効となる入札があったのはなぜか。

答 設定した最低制限価格を下回る入札を行ったためである。

問 最低制限価格制度の周知徹底は図られているのか。

答 制度を改正する際に、事前に事業者を対象にした説明会を行う等、十分な周知を図っている。

採決の結果、全員一致、提案理由を了とし、各案

は原案通り可決した。

議案審査以外の所管事務の調査活動について

〔平成23年6月23日〕

視察を実施する前に、本市の状況を調査した。

〔平成23年7月4日～6日〕視察を行った。

○朝霞市「総合窓口」

・市民が様々な手続き等をするために庁内を移動する手間を省き、親切で分かりやすい窓口の実現を目指す取り組み。

○南魚沼市「転用による公有不動産の有効活用」

・合併によって空きスペースとなった旧町役場



旧庁舎の議場を活用した民間のコールセンター

の議場を一般企業に賃貸している事例。

〔平成23年9月12日〕

視察のまとめをし、引き続き調査を行うこととした。

〔平成23年12月12日〕

理事者から本市の現状を聴き取り、「総合窓口」の取り組みにおいては、フロアマネージャー的な人員配置の実現性。

「公有不動産の有効活用」においては、余裕施設の積極的な売却・有効活用を推進する必要があることや、そういった業務を統括する担当課の必要性等に付いて話し合った。

【まとめ】

1年間の調査を通じて理事者に提言を行ったこの2点については、本市において重要な行政課題であり、今後も調査・研究を継続すべきと考える。

福祉文教委員会

2月定例会付託議案審査

〔三原市障害児通園デイサービスホーム設置及び管理条例の一部改正について〕

今回の法改正についての質問に、障害のある児童が身近な地域で適切な支援を受けられるように、本年4月1日から児童デイサービスが、「障害者



障害児通所支援事業が始まる「ぽ・ぽ・ら」

自立支援法」から障害児通所支援事業として「児童福祉法」に位置づけられることにより、市が実施していた児童デイサービスと、県が実施していた障害児通園施設が「法」に基づく障害児通所支援に一元化されるとの答弁があった。

〔広島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について〕

住民基本台帳法等の改正により、平成24年7月9日から、現行の外国人登録制度が廃止され、外国人住民を住民基本台帳法の適用対象に加えることになったこと等に伴い、広島県後期高齢者医療広域連合の経費の支弁の方法に係る事項を整備する規約の変更を行ないたいとするもの。

〔三原市公民館設置及び管理条例の一部改正について〕

〔三原市立図書館設置及び管理条例の一部改正について〕

条例の基準に新たに加わる「家庭教育の向上に資する活動を行う者」の構成員として、公民館運営審議会委員は、PTA、主任児童委員、子育て支援活動サークル代表者等を、図書館協議会委員は、PTA、母子保健推進員、読み聞かせ活動グループ等の方々を想定しているとの答弁があった。

さらに、家庭教育支援に関わる公民館の活動内容については、親子のふれあい講座や子どもの体験講座等を実施しており、今後も家庭教育支援に向けた活動をより充実させていきたいとの答弁があった。

質疑を終え、討論に入ったが、討論はなく、採決の結果、提案理由を了とし、各案は原案どおり可決した。

2月定例会付託議案審査

三原市暴力団排除条例制定について

この条例は、暴力団の排除を推進し、市民の平穏な生活を確保し、社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的に制定するもので、暴力団排除の推進に係る基本理念を定め、市・市民及び事業者の責務や努力目標を示すとともに、その措置などについて定める。

問 条例制定の意義は。

答 県条例との相互補完と、また県内の他市町で同様の条例が制定又は制定予定で、県内全体で暴力団を排除するという機運を高め、また強固に推進し、あわせて本市の暴力団を排除するという姿勢を明らかにしたい。

問 県条例と相互補完とあるが、県条例で推進する「暴力団からの離脱を促進する措置」「青少年に対する措置」について、市と

しての施策はどうか。

答 県及び県内の他市町の関係機関との連携を強化し、総合力で推進する。

青少年に対しては、教育委員会、防犯組合連合会や暴力追放団体等と協力し、青少年の健全育成等に努める。

「甲世衛生組合規約の変更について」

甲世衛生組合の組織の強化・充実や事務の適正化を図るため、組合の議会組織及び管理者等に係る組合規約を変更するもので、組合議員である三原市長及び尾道市長を副管理者とし、新たに所長を置き、副管理者2人、所長1人、議員定数を10人に変更する。



甲世衛生組合美化センター

問 一部事務組合の規約変更の手続きと時期は。

答 規約変更は、地方自治法において、関係市町村の協議により定め、県知事の許可を受けなければならない。

「三原市肉用繁殖牛特別導入事業基金条例の廃止について」

肉用繁殖牛資源の維持・拡大を図ることを目的に、旧久井町において補助制度を活用し基金造成をしたが、平成17年度に貸付を終了し、24年2月をもって貸付牛の所有権移転及び譲渡代金の精算事務が完了したので、条例を廃止する。

問 肉用繁殖牛の貸付は、17年度が最後で5年の貸付期間が終了したので、条例を廃止するのか。

答 肉用繁殖牛の貸付は17年度を最後に終了し、23年度を以って基金の精算事務が完了したので、条例を廃止する。

以上3件、採決の結果、提案理由を了とし、可決した。

2月定例会付託議案審査

「市道路線の廃止について」5件、「市道路線の認定について」7件

三原市が管理する道路を新たに築造し、また改良工事により起点や終点に変更があったため、それらの内容について審査し、その是非についての採決を行った。審査の中で委員から、認定基準に満たない道路を認定することについて質問があった。理事者からは、隣に新しい道路が出来たため、手続き上一旦廃止にするが、引き続き生活道路として使用するため、新たな路線として認定したとの答弁があった。

問 三原市宮住宅設置及び管理条例の一部改正について

公営住宅法が改正されたことに伴い、条例の一部改正を行うため、その内容について審査し、その是非についての採決を行った。審査の中で委員

から、過去に滞納があった人が新たに入居申請をした場合について質問があった。理事者からは、申し込み時点で滞納がすべて整理されていれば、入居は可能であると答弁があった。

「三原市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について」

地方公営企業法、関係省令・法令が改正されたことに伴い、条例の一部改正を行うため、その内容について審査し、その是非についての採決を行った。

なお、審査の結果、各議案とも全会一致で可決した。

現地調査を実施

3月2日（金）の午後、道の駅「みはら神明の里」の現地調査を行った。

現地では地域振興施設である駅舎の各部屋、各スぺー



道の駅 みはら神明の里 視察の様子

スの利用方法、機能等について担当部署、指定管理者から説明があった。駅舎から望む景色は大変美しく、新たな三原の観光資源としての可能性を大いに感じたところである。ただし、今後の課題として駐車場の確保、地元産品を安定的に入荷するための体制、地元のイベント等が挙げられる。これらを解決するために、指定管理者と三原市とが緊密に協力していくことが大切であり、議会としても見守っていき